

処分基準（公表用）

様式第4号

所管課 産業政策課

法令名	貸金業法		法令の番号	昭和58年法律第32号			
手続名	登録の取消し		根拠条項	第24条の6の5第1項			
処分基準	貸金業法第24条の6の5第1項に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、その登録を取り消す。						
	<p>(登録の取消し)</p> <p>第二十四条の六の五 内閣総理大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた貸金業者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、その登録を取り消さなければならない。</p> <p>一 第六条第一項第一号若しくは第四号から第十二号までのいずれかに該当するに至ったとき、又は登録の時点において同項各号のいずれかに該当していたことが判明したとき。</p> <p>二 第七条各号のいずれかに該当して引き続き貸金業を営んでいる場合において、新たに受けるべき第三条第一項の登録を受けていないことが判明したとき。</p> <p>三 不正の手段により第三条第一項の登録を受けたとき。</p> <p>四 第十二条の規定に違反したとき。</p> <p>五 第十二条の五の規定に違反したとき。</p>						
対応区分	① 聴聞の実施	処理機関	産業政策課	交付機関	産業政策課	目次NO	42
	② 弁明の機会の付与						